（略）

様式第七（第四十五条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

（略）

１．～３．（略）

４．申請の対象とする範囲

□建築物全体

□複合建築物の非住宅部分

□複合建築物の住宅部分

５．（略）

（略）

（注意）

１．（略）

２．３欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。

３．４欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

（略）

様式第七（第四十五条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

（略）

１．～３．（略）

４．申請の対象とする範囲

□建築物全体

□住戸の部分のみ

□建築物全体及び住戸の部分

５．（略）

（略）

（注意）

１．（略）

２．３欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限ります。）を記載してください。

３．４欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受けている集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

３　この省令の施行の際現にされている法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請（法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。）に係る申請書の様式については、新規則別記様式第一、別記様式第五及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

４　この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請に基づき法第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受ける集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。